

# 陳 情 文 書 表

令和6年第1回（3月）岐阜市議会定例会  
令和5年11月23日から  
令和6年2月22日まで

陳 情 番 号	陳情第1号
件 名	年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情
受 付 年 月 日	令和5年11月28日
回 付 委 員 会	厚生委員会
<p>（ 陳 情 要 旨 ）</p> <p>1 脱退一時金の運用において、日本人と外国人の被用者間で退職時の不公平が生じている。</p> <p>2 生活保護予備群を無尽蔵に生み出す制度運用であり、地方財政上の問題がある。</p> <p>3 72万件もの外国人の年金制度脱退を裁定するも、国側はその動向を把握していない。</p> <p>など、昭和の時代からの制度と国際法のはざままで、様々な省庁が人道主義や特例対応を許した結果、本来の立法趣旨からかけ離れた制度運用となり、日本人と外国人がいがみ合うような不公平が生じている。国の制度の問題であり地方行政では対応ができない。大部分が法定受託事務であることに鑑み、現場となる地方から財政問題として声を上げる必要がある。</p> <p>については、岐阜市議会において、調査及び改善を求める意見書を採択されるよう陳情する。</p> <p style="text-align: right;">（意見書案文等掲載略）</p>	

陳 情 番 号	陳情第3号
件 名	安全安心な保育を守り、職員が働き続けられる保育職場とするために、最低基準としての保育士配置基準を引き上げ、公定価格を抜本的に改善する意見書提出を求める陳情
受付年月日	令和6年1月22日
回付委員会	厚生委員会
<p>( 陳 情 要 旨 )</p> <p>昨年6月に出された「こども未来戦略方針」や「こども大綱(中間整理)」では、75年ぶりに保育士配置基準の改善が明記された。これにより、保育所等の保育士配置について、各施設において1歳児の6対1を5対1に、4・5歳児の30対1を25対1にした場合、公定価格で運営費を上乗せする仕組みにしている。保育現場が求めてきたのは、どの地域、どの施設でも格差なく安全、安心な保育が保障されるための、政省令で定められた「最低基準」の引上げでの改善であり、既に行われている「3歳児配置改善加算」では常勤保育士を1人配置することが難しい現状からも、政府の対策は不十分である。</p> <p>政府は最低基準の引上げをしない理由として、「保育士不足」の中で基準の引上げを行えば現場が混乱するとしているが、実際には、多くの施設で国の基準以上の職員を上乗せし配置していることも経営実態調査などから明らかになっており、確かな増員こそ保育現場の安全、安心が守られ、保育士の過重負担が減ることにつながる。見通しを持って保育士確保ができるよう、国が責任を持って、最低基準の引上げと、「保育士不足」となっている原因そのものを抜本的に改善することが必要である。</p> <p>保育現場から聞こえてくるのは、何とか人手を確保しても定着せず、担任保育士すらも非正規で補っている。職員が辞めたら次を探せばよいではなく、子どもの人権が守られる保育のためにも職員が長く働き続けられることが必要という声である。この間各クラスに最低1名は必要だった常勤保育士を非正規2名に置き換えてよい等の規制緩和を行ってきたが、子どもの生活が守られないばかりか、一部の職員の過重負担になるなど、一層働き続けられない職場となっている。こども大綱では、職員の処遇改善にも触れられており、政府の言う「人手不足」の解消のためにも、公定価格を大幅に引き上げて、いまだ全産業平均と7万円の格差のある賃金を引き上げること、休憩を取ることができなかつたり、就業時間内で事務時間を取ることができず過重な負担になっているような状況を改善するためにも、必要な職員を配置できるようにすることなどを本気で実現すれば、確実に保育現場で働きたい、働き続けたいと思う保育士が増える手だてはあり、対策は待ったなしである。</p> <p>以上のことから、下記の要望項目について、地方自治法第99条の規定に基づき、国に対して意見書を提出するよう陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 政省令上の保育士配置基準を抜本的に引き上げること。</li> <li>2 保育所職員の賃金を引き上げ、全産業平均との格差をなくす公定価格にすること。</li> </ol> <p style="text-align: right;">(意見書案文等掲載略)</p>	

陳 情 番 号	陳情第4号
件 名	職員の人権も福祉の対象者の人権も守るために、国に対して介護報酬と障害福祉サービス等報酬の引上げと職員配置基準改善の意見書提出を求める陳情
受付年月日	令和6年1月22日
回付委員会	厚生委員会
<p>( 陳 情 要 旨 )</p> <p>高齢者・障がい福祉事業所は、支援を必要とする人の生活を支える場であることはもちろんのこと、その家族の生活を支えるためにも社会的になくってはならない場となっている。そして、そこで働く職員はその社会的な要請に応え、命と安全を守ることを大前提に、一人一人がその人らしく生きられるよう利用者、家族に寄り添いたいと、日々奮闘している。</p> <p>しかし、実態は、職員がゆとりを持って一人一人の利用者に向き合うことが難しい状況となっている。それどころか、利用者の食事介助や見守りのため休憩を取ることができず、身体を休めることも難しく、また、夜間は1人体制での支援が当たり前となっており、利用者の急な体調の変化などの緊急時に1人で対応しなければならないなど、常に緊張状態が続く労働環境になっている。その大本にあるのが国の不十分な報酬単価と職員配置基準である。国は加算により対応していると言うが、利用者にとっても職員にとっても安全、安心が保障されるだけの人員を配置するためには抜本的な基本報酬の引上げや、不安定な施設運営の原因となっている常勤換算方式、日割り単価の見直しが必要である。</p> <p>現場から聞こえるのは、よりよい介護、支援がしたいのに、その日一日を何事もなく終えること、日々の業務をこなすことだけで精一杯という悲痛な声である。若手職員からは、「障がいのある人の支援がしたいと始めた仕事。でも、先輩職員がすぐ異動になってしまったり、経験年数が浅くても突然責任のある立場になってしまったりと、きちんと支援がしたくてもままならない。」という声もある。そのような責任の重さに見合わない、いまだ全産業平均と比べても7万円も差がある賃金格差も人手不足に追い打ちをかけている。政府は月額6,000円の賃上げと打ち出したが、1桁足りない。また、報酬改定の議論の中では、職員の働き方については何も触れられていない。過重負担、低賃金の中で、介護、障がい福祉職場で働きたいと入職しても辞めてしまう、募集しても応募が来ず人員の確保ができない、現場は過重負担が続きまた人が辞めてしまうという、悪循環となっている。その中で、排せつ介助や入浴介助など、利用者の尊厳を守る必要な支援を縮小せざるを得ない状況になっている。職員のぎりぎりの努力によって成り立ってきた現場は既に限界であり、この状況が虐待や人権侵害の一因となっている。このままでは、職員の人権も利用者の人権も守れない。</p> <p>以上のことから、下記の要望項目について、地方自治法第99条の規定に基づき、国に対して意見書を提出するよう陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護事業所や障がい福祉事業所の職員の賃金を引き上げることができる報酬とすること。</li> <li>2 職員も利用者も安全と人権が守られる職員配置基準にすること。</li> </ol> <p style="text-align: right;">(意見書案文等掲載略)</p>	

陳情番号	陳情第5号
件名	地域での組織的な嫌がらせ、いじめのない安全安心まちづくりを目的とする迷惑行為防止条例違反の周知活動を求める陳情
受付年月日	令和6年2月9日
回付委員会	厚生委員会

( 陳情要旨 )

2019年末の新型コロナウイルス感染症発生は私たちの生活を一変させた。それは家族、地域、職場で人のつながりを断ち、長く続く不況と相まって日々の安全、安心な暮らしを脅かすこととなった。

地域で密を避け、行事や会合が減り、住民で地域を見守る意識や体制が弱まる中、感染拡大防止のための休業店舗・事務所荒らしや収穫前の農産物の窃盗などの犯罪が増加し治安は悪化した。経営不振による企業倒産等での自殺者増加だけでなく、長期休校などの孤独から子どもたちは不安に陥り自殺が増加し、令和3年3月には、文部科学省より自殺予防についての通知が出された。令和2年の女子高生の自殺件数は前年の2倍である。自粛により人の交流が断たれ人間関係が希薄になったことで、地域での安全安心の暮らしも難しくなった。

昨年5月に、ようやく新型コロナウイルス感染症が5類感染症となり元の生活へ戻り始めた矢先、令和6年元日に震度7の地震が石川県を襲った。災害におびえる日々を送られている被災地の皆様の御苦勞は計り知れない。

そのような中、甚大な被害を受けられた方の多くが、「地域を離れたくない。御近所の方と一緒にだから安心して救助を待てる。」とテレビ局の取材に答えている。それまでの地域の暮らしが安全、安心だったからこそ、このようなコメントをされているのだろう。

日本は憲法で国民が幸せに暮らす権利を保障している。それを実現するため各都道府県は、地域で安全、安心な暮らしが守られるよう「迷惑行為防止条例」などの条例を制定している。昔からその土地に住まわれる方も、新規移住の方も、地域秩序が保たれるための指針となる「迷惑行為防止条例」を知っていただき、住民が協力して「理不尽ないじめ」や「軽微な犯罪」を見逃さず対応していくことで安全、安心なまちにすることができる。

岐阜県においては、岐阜県迷惑行為防止条例が改正（令和2年4月1日施行）され、また当団体においても昨年に引き続き岐阜市並びに近郊都市にて周知活動を継続実施しているところであるが、市民への十分な周知がなされているとはまだまだ言い難い。

このような状況に鑑み、以下、5点の「岐阜市住民の安全・安心まちづくり活動」を岐阜市の取組として促進することを陳情する。

記

- 1 「迷惑行為防止条例」、「不正アクセス禁止法」など地域住民の生活を脅かす犯罪を取り締まる法や条例を紹介した啓発ポスターを公共施設等で掲示し、チラシを市の施設の玄関に設置すること。
- 2 中高生の犯罪抑止として公立学校に啓発ポスターを掲示すること。
- 3 公共施設等での「安全・安心まちづくり活動」のワークショップを開催すること。
- 4 被害者からの相談について公の専門機関と連携すること。
- 5 警視庁管内では、恋愛対象だけでなく、悪意による付きまとい行為、組織的グループでの特定人物への付きまとい行為もストーカー行為とみなし取り締まりの対象としている。岐阜県においても、悪意の感情に基づく組織的集団等によるストーカー行為も迷惑行為防止条例の対象なるよう要望すること。

(資料掲載略)